

平成 27～28 年度 全国社会福祉法人経営青年会

地域活動実践委員会 活動報告書

～社会福祉法人が取り組むべきこと～

【 目次 】

I. はじめに	1
II. 地域公益活動（地域における公益的な取組）等に係る現況調査の結果	2
III. BCM 実践マニュアルの提唱（平成 28 年熊本地震対応の検証）	27
IV. 複数法人連携による地域公益活動モデル事業の実施結果	39
V. 今後の活動への提言	53

I. はじめに

私たち社会福祉法人は、それぞれの地域において、利用者へ安心で質の高い福祉サービス提供することを目的として、主体的かつ自律的な経営に取り組んできた。しかし、時代の変遷に伴い国民の価値観や生活様式の多様化、地域における関係性の希薄化などを背景として、既存の制度では対応することができない、いわば制度の狭間にいる方々への生活課題や福祉ニーズへの対応が、新たな課題として浮き彫りになってきている。

これまでの間も多様な地域課題等に対して、既存制度の枠組みを超えた福祉的ニーズへの対応や地域貢献活動を主体的に実践してきたが、今般、改正社会福祉法により地域における公益的な取組が責務規定となり、社会福祉の主たる担い手として、より高い公益性・非営利性をもって、国民および地域の負託に応えていくことこそ私たちの使命であり、存在意義を示すことにつながるだろう。

全国社会福祉法人経営青年会・地域活動実践委員会は、すべての会員（法人）が各地域において、その使命を果たし必要な存在となるべく、その取り組みを自ら率先することと普及・推進していくことを目的として、平成 27 年度～平成 28 年度において以下の 3 事業に取り組んできた。

- ① 地域公益活動（地域における公益的な取組）等に係る現況調査
- ② 本会における BCM 実践マニュアルの提唱(平成 28 年熊本地震対応の検証)
- ③ 複数法人連携による地域公益活動モデル事業

本報告書は、会員みなさまにこれらの活動結果を報告するとともに、社会福祉法人が取り組む地域公益活動への理解を深め、それぞれの地域に欠かせない存在となるために、活用していただければ幸いである。

全国社会福祉法人経営青年会
地域活動実践委員会
委員長 梅 野 高 明

Ⅱ. 地域公益活動（地域における公益的な取組）等に係る現況調査の結果

【概要報告】

平成 28 年度において、多くの会員の協力を得た「地域公益活動等に係る現況調査」を取りまとめたので、全体的な概要について報告する。

今回の改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組（以下、「地域公益活動」という。）」に関して、全国経営協から国への強い要望もあり、具体的な取組内容（事業）が限定列举されることなく現在に至っている。地域公益活動は、それぞれの地域の実情に即して、法人ごとの創意工夫を損なわないためのものであり、画一的に法的制限されるものではないと捉えている。

本会も、これらを法規定に先駆けて普及啓発してきたこともあり、今回の現況調査では実に 96.7%の法人で地域公益活動等を実践しているとの回答が得られた。本会がこれまで提唱してきた

- ① 生活困窮者の自立支援等に関連する活動
- ② 事業継続マネジメントの実践
- ③ 福祉教育（学校訪問等）に関連した活動

の実践状況についても、「実践している」あるいは「実践を検討している」という割合が 7 割～8 割に達しており、多くの会員法人が地域公益活動に向き合っていることが窺い知れる。改正社会福祉法施行後は、これまで取り組んできた活動の検証をとおして、法人内で完結していたものを地域にも展開していくことができるか、また、地域に必要な取り組み（福祉的ニーズへの対応）について、地域住民と一緒に考えていくことができるかといった視点が必要とされ、さらには実践した成果を地域の活性化につなげていくことが求められてくる。

一方、地域公益活動に係る情報発信については、「特に情報発信をしていない」が約 6 割にのぼっている。これからの社会福祉法人にとって自法人の活動を地域住民をはじめ、多くの国民に伝えていくことが大事な要素といえ、今回の現況調査において、既に取り組みを実践している会員法人は、それを積極的に発信し、より多くの方に知ってもらうことで、さらに地域に根ざした活動や福祉的ニーズへの対応など、厚みのある活動へ展開していくことが可能となる。

これまでの活動の根拠では、6 割が「事業計画書・事業報告書に落とし込んでいる活動がある」という回答であったが、言い換えると事業計画書及び事業報告書は、法人の企画書であり実践レポートであり、広く地域へ発信していくためには先述のとおりホームページなどを活用して、積極的に『見える化・見せる化』を行わなければならない。

また同じ項目中、「活動の根拠は持ち合わせていない」という回答が、16.7%であ

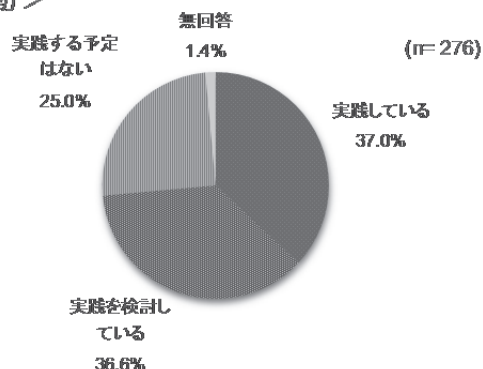
ったが、この回答率に社会福祉法人の性格が表れていると捉えることができ、目の前に困っている人がいる・地域に福祉的ニーズがある、それをキャッチしたら、まず動く・実践してみるという機動力の高さの裏返しといえ、または「当たり前のこと」として、福祉サービスの延長線上で支援しているとも捉えることができる。

現況調査の分析結果等については、次ページ以降に記載するが、今回の制度改革を社会福祉法人らしさを発揮する機会として捉え、それぞれの地域において公益的な取組を実践すること、その内容を広く情報発信し、社会福祉法人の存在意義を示していくことが極めて肝要といえる。

本会で提唱している以下の実践状況

＜生活困窮者の自立支援等に関連する活動＞

	件数	%
1 実践している	102	37.0%
2 実践を検討している	101	36.6%
3 実践する予定はない	69	25.0%
無回答	4	1.4%
合 計	276	100.0%



改正社会福祉法に規定されている「地域における公益的な取組を実施する責務」への理解が深まっているためか、「実施している」「実施を検討している」法人が7割以上である。

＜実践している活動内容＞

	件数	%
1: 経営協等による複数法人間連携事業関連	33	34%
2: 中間的就労および就労訓練、優先的雇用等	20	21%
3: 衣食住に係る支援等	14	15%
4: 相談支援等	12	13%
5: 社会福祉法人減免、生活支援金一時立替等	10	10%
6: その他	7	7%
合 計	96	100.0%

最も多く取り組まれているものとしてあげられたのは、県経営協および県社協等が中心で行う複数法人間連携事業への参画であり、岩手県、埼玉県、神奈川県、大阪府、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県の9県よりあげられている。

中間的就労及び就労訓練等においては、刑余者や障害者、高齢者の雇用等の含め、幅広い受け入れが取り組まれており、平成26年度に地域活動推進委員会が整理した『生活困窮者支援現況調査』において、最も実施率が高かった「特別な事情を有する者の雇用」と関連しているものと読み取れる。中には、事業所の営繕業務に非常勤雇用し、昼食無料提供と入浴設備の無料使用等の配慮につなげていたり、生活困窮家庭の親の雇用や子どもの受入れによる就労支援等の実施についての記述も見られた。

衣食住に係る支援等については、フードバンク事業への協力やフードバンク

から提供を受けた食品等の路上生活者への提供、配食サービスや現物支給、シェアハウスの受け入れや施設設備の無料使用等が挙げられている。

相談支援等については、既存の地域包括支援センターや障害者相談支援センターとの連携、窓口を設け関係機関への紹介、生活課題への相談支援、アフターケア等が行われている。

社会福祉法人減免をはじめとする経済的な支援については、今回は回答のあった法人が 10 法人だが、項目の設定によっては多くの法人から実施の回答が得られると予測されるため、今後の検討材料としたい。

その他の取り組みとしては、学習支援や事務手続きの代行、サービス付き高齢者住宅での受け入れ、見守り支援を目的としたコミュニティカフェの運営等があげられている。

本調査から、サービス付き高齢者住宅での受け入れや金額設定の配慮、低家賃のシェアハウス等、社会福祉法人が運営する賃貸住宅と株式会社等の営利組織が運営するもので違いがあるのか、今後検証していきたい。

〈実践を検討している活動内容〉

	件数	%
1: 法人内での検討	15	21%
2: 経営協等による複数法人間連携事業関連	15	21%
3: 他機関と連携を通じた事業・取り組みの検討	12	17%
4: 就労訓練・支援の検討	8	11%
5: 地域ニーズの把握	8	11%
6: 経済的支援の検討	5	7%
7: その他	8	11%
合 計	71	100.0%

生活困窮者支援に関する活動の検討状況については、県経営協および県社協等が中心に取り組む複数法人間連携事業に並び、法人内で協議、検討中である旨の回答が多く見られた。県経営協等による複数法人間連携事業関連については、既に県として実施されているものへの参加を検討している法人が 3 県 4 法人、県内で立ち上げに向けて検討がされているものへの参加を予定している法人が 8 県 11 法人である。なお、県内で立ち上げを検討している県は福島県、茨城県、栃木県、新潟県、山梨県、島根県、宮崎県、長崎県である。

続いて他機関との連携を通じた事業・取り組みを検討していると回答した法人が多く、連携先としては他の社会福祉法人をはじめ、自治体、県担当者、NPO 法人、社協といった機関が挙げられていた。具体的にはフードバンク事業との連携、県の担当者と生活困窮者への就労訓練に向け調整をしている、地域

の社会福祉法人連絡協議会を介し取り組みを検討している、という状況であった。保育事業を実施している法人において、育児相談事業等を地域の中他機関と連携を通した活動や障害者への相談支援事業を行っている法人では、生活困窮ケースも多く受け付けていることから、基幹型の開設を通し生活困窮者への対応も考えているとの回答もあった。

また、地域に根差した事業を進めるため、地域ニーズの把握や必要に迫られた際に対応できるよう体制を整えている法人、障害者や生活困窮者等への就労訓練や就労訓練事業支援担当者養成研修へ職員を参加させていたり、障害者雇用の積極的取り組みを検討している法人等もある。

さらには経済的支援として、給付型奨学金や生活困窮世帯の児童・学生への支援、グループホームや宅老所等も含めた介護サービスの無料や低額利用といった支援の検討を行っている法人もあった。

しかし中には、他法人、他県での実践事例等の収集、精査等を通して検討をするといった回答や人的配置が厳しく、専門者がいないといった消極的な意見も一部であがっていた。

〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: アウトリーチや地域ニーズの把握が困難	10	27%
2: 人員や資金的な余力が不足している	10	27%
3: 既に他の公益的な取組を実施・予定しているため	5	14%
4: ニーズがあれば対応したい	2	5%
5: 種別事業の延長線上の取組で検討したい	2	5%
6: その他	8	22%
合 計	37	100%

生活困窮者自立支援等に関する活動の阻害要因として最も多く感じているのが、地域ニーズが把握できてない、アウトリーチが行えていない、といった回答で対象者像や情報がつかみにくいことが要因として挙げられている。

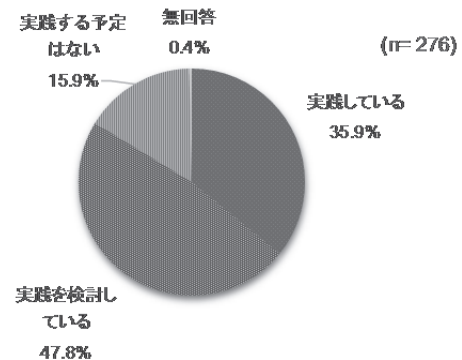
併せて人材確保の困難さや人員不足、経営への影響や資金的余裕不足、検討する時間の不足などの余力がないことを挙げている法人も多く、生活困窮者支援も含め積極的に公益的取り組みを実施している法人の工夫や考え方等について、今後、情報発信も含め、取り組みに向けたノウハウ等も提示していく必要があるだろう。

また、県経営協や県社協等が中心となり取り組まれている複数法人連携事業への参画や社会福祉法人減免等、他の公益的な取組を優先して実施している旨の回答もあった。

その他においては、自治体の生活困窮者自立支援法等に基づく情報が不明であることや法人内での優先課題として検討がなされていないこと等があげられていた。

＜災害対策：事業継続マネジメントの実践＞

	件数	%
1 実践している	99	35.9%
2 実践を検討している	132	47.8%
3 実践する予定はない	44	15.9%
無回答	1	0.4%
合 計	276	100.0%



近年頻繁に発生している災害への懸念や関係各署からの啓発、そして全国青年会においてもBCMガイドラインの作成・配布、普及促進に向けた取り組み等の発信もあり、80%以上の法人において実施もしくは実施の検討がなされ、関心は高いものと捉えられる。

＜実践している活動内容＞

	件数	%
1: 福祉避難所や災害協定の締結も含めたネットワーク	44	39%
2: BCPや災害対応マニュアルの策定	25	22%
3: 備蓄品の整備	22	20%
4: 地域住民や関係機関、近隣法人等との防災訓練	15	13%
5: その他	6	5%
合 計	112	100%

最も多く取り組まれている災害対策は、一般避難所・福祉避難所として行政や近隣法人との協定の締結であり、災害時要援護者の受け入れや地域住民等の受け入れ、法人間での災害支援ネットワークの締結、近隣地域との災害協定締結に向けた話し合い等があげられた。

続いてBCPや災害対応マニュアル等の作成であり、今後発生が予測される災害等を踏まえ、本会でも提唱している自組織の備えが定着していることが伺える。

また、備蓄品の整備については、利用者や職員分はもとより、近隣住民分の食糧の確保、食材調達協定や災害時における給食提供契約の締結等もあげられていた。更には、法人として災害対策用倉庫の設置や地域の防災倉庫の法人内設置といった回答もあった。

防災訓練については、地域住民も含めた避難訓練、防災訓練等の実施や行政が主催する避難訓練への参加、炊き出し等の実施等があげられている。中には地域の高齢・障害・児童等の関係団体において定例会の開催を通し、合同訓練

会や各種用具のリスト集の作成、災害時における連携について検討を行っているとの回答もあった。

その他としては、被災地への職員派遣や市社協・県社協等での災害プロジェクト委員会への参画、他施設との緊急連絡網の作成、法人全体での災害対策会議の設置といった内容があげられていた。

〈実践を検討している活動内容〉

	件数	%
1: BCPや防災計画等の策定中	31	32%
2: BCP等対策の検討中、情報収集中	31	32%
3: 行政・関係機関との協定締結や訓練の開催	18	19%
4: 内部・外部研修会の開催、参加	3	3%
5: 全国経営協モデル事業に基づく体制の検討	2	2%
6: その他	11	11%
合 計	96	100%

事業継続マネジメントの実践および災害対策に向けた取り組みに対し、実践には至っていないが、各法人内で検討されていることとしては、BCPを策定中、もしくは策定を検討しているといった回答が最も多い。また、実際にBCPは策定しているが、職員への配布や訓練等のマネジメントの部分まで至っておらず今回は検討段階と回答した法人もあった。

続いて委員会や組織の立ち上げ等も含め、BCP等対策を法人内で検討中、他法人の取り組みや行政等関係機関の動向など情報収集中である法人も32%と上記同様に多く見られている。

また行政や関係機関との避難所や連携協定の締結、総合防災訓練等の実施に向けた体制を協議、検討しているといった法人もあった。更に近隣の社会福祉法人と防災連絡協議会を設置したり、市内における老人福祉施設協議会（以下、老施協）での災害時応援体制（人材・資材・利用者の受入れ等）の構築、幼児施設として、災害時に幼児のいる家庭の対応を専門とした避難所の設置を考えているといった種別など、業種に特化した形で体制を検討している回答も見られている。

青年会にて開催した定例勉強会も含めた研修会への参加や全国経営協によるモデル事業として「災害福祉支援ネットワーク構築モデル事業」へ取り組んでいる法人もあった。

その他としては備蓄等の災害対策の見直しやミニマム事業、災害時対応施設の建設等を検討しているといった内容もあった。

〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: 人材、スキル不足等	10	56%
2: 公益的取り組みを重視	2	11%
3: 必要性や現状の理解にとどまっている	3	17%
4: その他	3	17%
合 計	18	100%

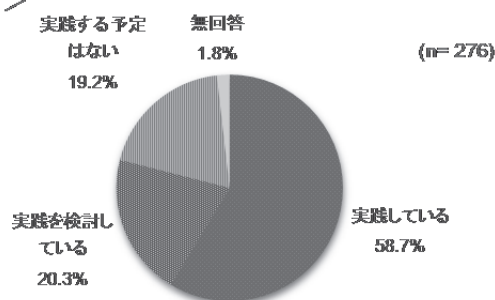
取り組みの阻害要因としては、人材、スキル不足が多くあげられており、必要性が十分理解しているものの、どのように取り組めばいいのかわからない、業務に余裕がなく手が回らない、具体的な実践策が分からないといった意見が多く聞かれている。

また、災害時対応マニュアルは整備しているが、1施設での事業継続には限界があるとの意見もあがっている。

青年会としてもブロック定例勉強会等でBCP策定普及に向けた研修等を行ってきたが、会員への浸透に課題を有していることが明らかであり、今後の実践にもつなげていく必要がある。

＜福祉教育（学校訪問等）に関連した活動＞

	件数	%
1 実践している	162	58.7%
2 実践を検討している	56	20.3%
3 実践する予定はない	53	19.2%
無回答	5	1.8%
合 計	276	100.0%



施設の社会化論以降、福祉施設の機能開放や地域との交流が求められ、福祉教育に関しても高齢者や障害者理解の普及啓発を目的に、各法人においても既に取り組まれていた。

近年では、福祉人材の確保や育成につながるべく活動として認識されているためか、実施の割合は非常に高く、半数以上の法人において取り組まれていた。

＜実践している活動内容＞

	件数	%
1: 出前講座や講師派遣等	83	45%
2: 実習、施設見学、ボランティア等の受入れ	60	33%
3: 交流事業の開催	16	9%
4: 認知症サポーター養成講座	13	7%
5: 市民向け講座等への講師派遣	5	3%
6: 介護職員初任者研修の開催	3	2%
7: その他	3	2%
合 計	183	100.0%

最も多く取り組まれているのは小・中・高等学校への出前講座、講師派遣であった。その他にも養成校である大学や短大、専門学校、また看護学校や介護職員初任者研修機関等への講師派遣等も多くあげられていた。また、職員のみではなく障害者や高齢者など、当事者を講師として派遣している法人もあった。

主な内容としては、高等学校や養成校、定時制高校等へ採用活動の一環としての就職説明会のような形で行っているもの、小学校や中学校等においては理解啓発を目的とした福祉教育等が行われている。また、福祉職のみならず、栄養士やリハビリ関連療法士など、専門職の講師派遣等を行っている事例もあがっていた。

県によっては、県社協とともに福祉の重要性を伝える課外授業の開催やオリジナルの冊子を作成し、児童、保護者、教員へ配布といった取り組みも行われている。

続いて多く取り組まれているものが、実習やボランティア等の受け入れであり、中学生の職場体験事業や養成校の実習、夏休みの体験学習、特別支援学校の産業実習、教員初任者研修、インターンシップ等が主であった。

〈実践を検討している活動内容〉

	件数	%
1: 学校訪問や出張介護教室の検討	13	34%
2: 学校との協議	12	32%
3: 介護体験やボランティアの受入れ検討	3	8%
4: その他	10	26%
合 計	38	100%

実施を検討している法人において、最も関心の高いものが学校訪問や出張教室であり、中には県老協 21 世紀委員会において中学生を対象とした啓発活動を検討しているなどといった回答もあげられている。

また、直接学校等に働き掛けを行っている状況であったり、法人単独でなく、各種団体等の協力の下で県内市内の学校へアプローチを掛けていくための検討を行っている法人もあった。

〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: 人員、人材、ノウハウ等の余力がない	9	53%
2: 検討の段階にない	3	18%
3: 他の活動への優先度が高いため	2	12%
4: その他	3	18%
合 計	17	100%

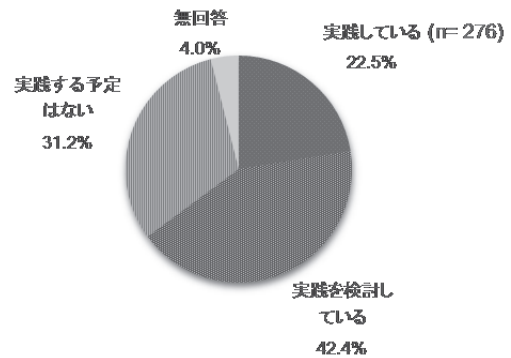
これらの活動に取り組めない阻害要因としては、人員不足で対応しきれない、具体的な対応策がわからない、知識不足といった事項があげられている。

また、まずは本年度より責務化された地域公益活動を優先して取り組むこととしているため、福祉教育（学校訪問）についてまでは考えられていないとの回答もあった。

その他の部分では、「学校行事が多く法人からの依頼は難しいが、学校から要望があれば実施したい」、「実習生の受け入れに留まっており、それ以上の関係を作れていない」といった教育機関と法人との「繋ぐ役割」が求められている現状も一部であがっている。

＜都道府県経営協等が中心となった連携による地域公益活動＞

	件数	%
1 実践している	62	22.5%
2 実践を検討している	117	42.4%
3 実践する予定はない	86	31.2%
無回答	11	4.0%
合 計	276	100.0%



改正社会福祉法に規定されている「地域における公益的取り組みの責務」の主旨や、複数法人連携による地域公益活動への理解が全国的に広がっているため、各県経営協等における連携をとおして取り組む地域公益活動が普及し、回答法人の60%以上が実施、実施に向けた検討につながってきている。

＜実践している活動内容＞

※調査回答より抜粋

活動内容	実施主体
1: IWATEあんしんサポート事業	岩手県
2: セーフティ・ネット拠点事業	栃木県
3: 被災者への支援活動	栃木県
4: 彩の国安心セーフティネット事業	埼玉県
5: 市内社会福祉法人連絡会	東京都
6: かながわライフサポート事業	神奈川県
7: 東日本大震災被災県への訪問	神奈川県
8: パーソナルサポート事業への協賛	長野県
9: みえ福祉の「わ」創造事業	三重県
10: しがの縁実践創造センター	滋賀県
11: 京都地域福祉創世事業(わっかプロジェクト)	京都府
12: 大阪しあわせネットワーク	大阪府
13: 大阪府生活困窮者レスキュー事業	大阪府
14: ほっとかへんネット	兵庫県
15: 地域における公益的なモデル事業	和歌山県
16: 福祉紹介キャンペーン	岡山県
17: 県内会員法人の公益活動収集の見える化	徳島県
18: 香川おもいやりネットワーク事業	香川県
19: 防災協定	香川県
20: ふくおかライフレスキュー事業	福岡県
21: 生計困難者レスキュー事業	長崎県
22: おおいた”くらしサポート事業”	大分県

〈実践を検討している内容〉

	件数	%
1: 現在県内で実施に向けて協議中	23	32%
2: 既に県で設置されているものへ参加検討	14	20%
3: 協力できるものがあれば前向きに検討	14	20%
4: 情報収集中	6	8%
5: 法人内でできることを(1法人1実践)検討	4	6%
6: その他	10	14%
合 計	71	100%

半数近くの法人において、都道府県経営協等が中心となり法人間連携による地域公益活動へ参加の検討がなされている。県により立ち上げ状況が異なるものの、制度改正や社会福祉法人の地域における意義等も踏まえ、前向きに検討が進められている。また、県内での検討が進められていても、平成28年9月時点において法人へ情報が届いていないということもあり、情報の収集中、県社協・経営協等から情報がないといった内容の回答もみられた。

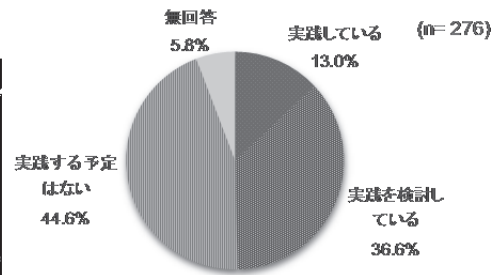
〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: 活動内容が不明、情報不足	13	39%
2: 他団体も含めた別の取り組みを実施	5	15%
3: 県内での検討が行われていない、不明	4	12%
4: 協力できるものがあれば検討	3	9%
5: 法人内で検討事項としてあがっていない	3	9%
6: 人手不足、手が回らない	2	6%
7: きっかけがない	2	6%
8: 情報収集中	1	3%
合 計	33	100%

活動の実施に向けての阻害要因として最も多くあげられたものが情報不足であり、活動内容が不明確と捉えられていること、もしくは本調査の記入担当者まで情報が降りていないことも想定される。また、「災害対策」や「福祉教育」も含めたどの事業においても共通要因として余力不足があげられているものの、他の事業と比べ割合が少ないことから、各県経営協等が中心となった連携事業については比較的、取り組みやすいものと捉えることができる。

＜都道府県青年会が独自または、組織的に連携・協力している地域公益活動＞

	件数	%
1. 実践している	36	13.0%
2. 実践を検討している	101	36.6%
3. 実践する予定はない	123	44.6%
無回答	16	5.8%
合 計	276	100.0%



全国経営協、都道府県経営協からの啓発や制度改革についての理解浸透もあり、各都道府県青年会においても地域公益活動実施、もしくは検討の意識が高まっている反面、各都道府県青年会の会員数や各法人の余力の問題、さらには経営協事業の着手を優先としていることもあり、各都道府県青年会独自では実施していない傾向が伺える。

＜実践している活動内容＞

1. 都道府県経営協による法人間連携に基づく地域公益活動への参画	岩手県 埼玉県 神奈川県 京都府 大阪府 大分県
2. 災害ボランティア・災害支援活動	福島県 栃木県 千葉県 神奈川県 佐賀県
3. ブロック間防災協定	香川県
4. 児童養護施設を対象とした青少年健全育成事業	長崎県
5. エコキャップ運動	徳島県

調査実施段階では、6つの府県において県経営協の事業をあげており、実施の検討および実践、普及を県青年会の役割として、主体的に関わっていることが伺える。

次いで災害支援活動等として、平成27年に発生した関東東北豪雨水害の被災地域ボランティアセンターへ、青年会としてのボランティア募集・派遣、熊本地震において物資の供給・搬送等、また東日本大震災をはじめとする被災地への支援活動等、多岐にわたった実践があげられている。

〈実践を検討している内容〉

	件数	%
1: 関係機関との連携を通した取り組みの検討	26	42%
2: 情報、機会があれば参画、検討	16	26%
3: 情報収集中	6	10%
4: 具体的な話がない	5	8%
5: 法人内で検討中	4	6%
6: その他	5	8%
合 計	62	100%

最も件数の多い、関係機関との連携を通した取り組みについては、県社協や県経営協等も含めた関係機関との連携を含めた活動等があげられていた。また、新潟県青年会においては中間的就労や生活困窮者への就職支援金給付事業、高知県青年会においては南海トラフ地震への防災対策、支援等の検討、九州ブロックの青年会においては災害時支援協定の締結等、具体的な検討が進められている。

また、その他においては生活困窮者への支援やパーソナルサポート事業への協賛、子育て広場等の検討があげられている。

〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: 情報不足、不明	21	44%
2: 情報、機会があれば参画、検討	5	10%
3: 他団体や法人独自の取り組みを優先	5	10%
4: 県経営協事業を優先	4	8%
5: 会員法人数等規模に課題	4	8%
6: その他	9	19%
合 計	48	100%

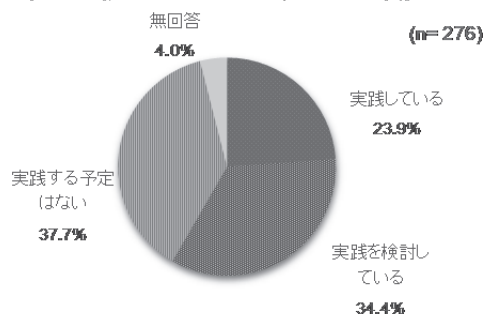
最も大きな阻害要因としては、連携できる活動として何をすれば良いのか分からない、情報が把握できていない、検討に至っていないといった内容が多く、県青年会において先進的に取り組まれている事例等の収集・発信が今後の課題といえるだろう。

また、県経営協による複数法人連携事業の着手・普及の優先や他の団体での活動を優先しているといった意見もあげられている。

その他の部分としては実施のきっかけがない、会員数や法人における人材確保の課題などが背景に見られている。

＜上記以外の団体・地域等で行なう、複数法人連携による地域公益活動など＞

	件数	%
1 実践している	66	23.9%
2 実践を検討している	95	34.4%
3 実践する予定はない	104	37.7%
無回答	11	4.0%
合 計	276	100.0%



県経営協や青年会等以外で、複数法人連携による地域公益活動の取り組みについて法人間や種別協、関係機関との連携のもと、半数以上が実施若しくは検討中であり、実施に向けた関心の高さや必要性の認識がうかがえる。

＜実践している活動内容＞

	件数	%
1 市民向け講座、福祉教育、イベント等の開催	15	26%
2 協議会、検討会、ネットワーク事業等	10	17%
3 災害支援、防災協定、体制など	10	17%
4 近隣法人との連携、協力による研修会等	7	12%
5 社協との連携	7	12%
6 その他	9	16%
合 計	58	100%

最も多く取り組まれているものが、市民向け講座として、子育て応援講座、夏休み時の施設見学ツアー、認知症理解の学習会、系列医療法人と連携した地域高齢者への「いきいき塾」、藤沢市が重点的に実施している「地域の縁側事業」への参画等であった。

次いで、協議会やネットワークを活用した事業として、ボランティア協議会への参画や市内の社会福祉法人連絡協議会、地域包括支援センターとのランチ契約、認知症サポートネットワーク活動等、また全国青年会有志・OBによるネットワークに基づく災害ボランティア活動等の災害支援、防災連絡協議会や福祉避難所等の協定締結が多くあがっていた。

また、市町社協と連携した生活困窮者自立支援事業や、地区内の医師会・包括支援センター・社協と連携した高齢者の居場所づくり等も取り組まれている。

その他の部分では、栃木県の障害施設・事業協会で行われている「セーフティ・ネット拠点事業」や神奈川県秦野市の社会福祉法人による「地域公益基金」があげられた。

〈実践を検討している内容〉

	件数	%
1: 法人内にて検討、協議中	20	36%
2: 社協、団体、協議会等での検討中	17	31%
3: 情報収集中	7	13%
4: その他	11	20%
合 計	55	100%

各法人での検討状況としては、法人でできること、案内等があれば協力したい、状況に応じ参加を検討したいという意向、次いで社協や、市町内種別団体、自立支援協議会、連絡協議会等において協議の場を設け検討しているといった回答が多く、半数以上が前向きに検討を進めている状況である。

その他としても、具体的な取り組みの検討段階であるとして、食糧支援や子ども食堂、低額食堂、地域消防団や婦人会との連携、防災協定、社協や他法人との連携事業、福祉ネットワークの就労支援プログラム、発達障害者の社会参加支援等の検討があがっており、全体的にも取り組みに対し、前向きな姿勢がうかがえる。

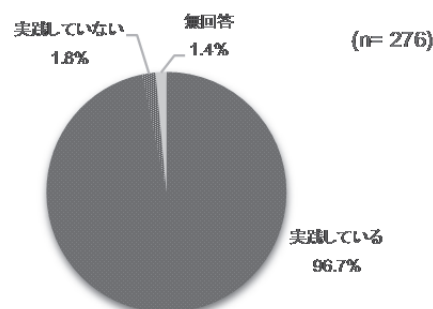
〈活動への阻害要因〉

	件数	%
1: 既存の活動、経営協、社協等の取り組みを注視	8	22%
2: 情報不足	6	16%
3: 検討まで至っていない	5	14%
4: 人材等、余力がない	5	14%
5: 事業等の実施予定がない	3	8%
6: 検討中	2	5%
7: その他	8	22%
合 計	37	100%

阻害要因として最も多くあげられていたものが、県経営協や社協、もしくは自法人で取り組まれている活動の推進に力を入れていたり、優先して取り組んでいるといった意見が多く、次いでどのような取り組みがあるか不明であるといった回答が多かった。

連携・単独を問わず、実践している地域公益活動等(複数回答可)

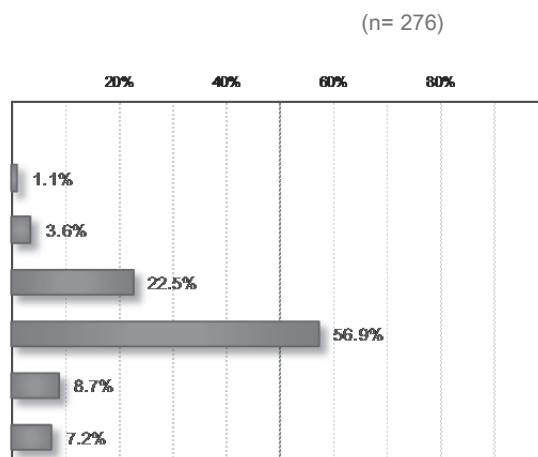
	件数	%
1 実践している	267	96.7%
2 実践していない	5	1.8%
無回答	4	1.4%
合 計	276	100.0%



制度改革の影響による関心の高さや社会福祉法人としての自覚意識により、回答法人のほとんどが何らかの地域公益活動へ取り組んでいることが、96.7%という数値からも明らかである。

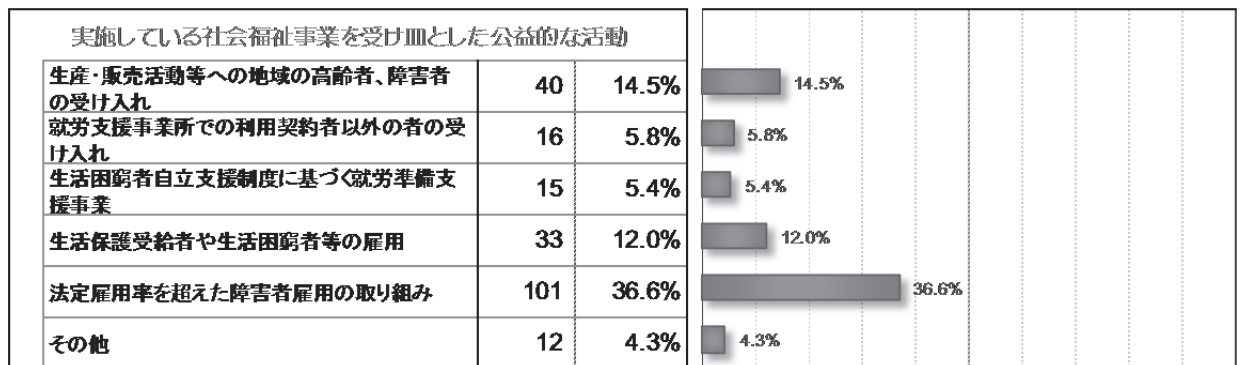
連携・単独を問わず、実践している地域公益活動等(複数回答可)

	件数	%
自己財源による社会福祉事業		
無料低額診療事業	3	1.1%
無料低額宿泊所	10	3.6%
生計困難者生活相談(都道府県経営協等による連携活動を含む)	62	22.5%
社会福祉法人軽減、利用者負担軽減	157	56.9%
生活困窮者自立支援制度に基づく就労訓練事業(いわゆる中間的就労)	24	8.7%
その他	20	7.2%



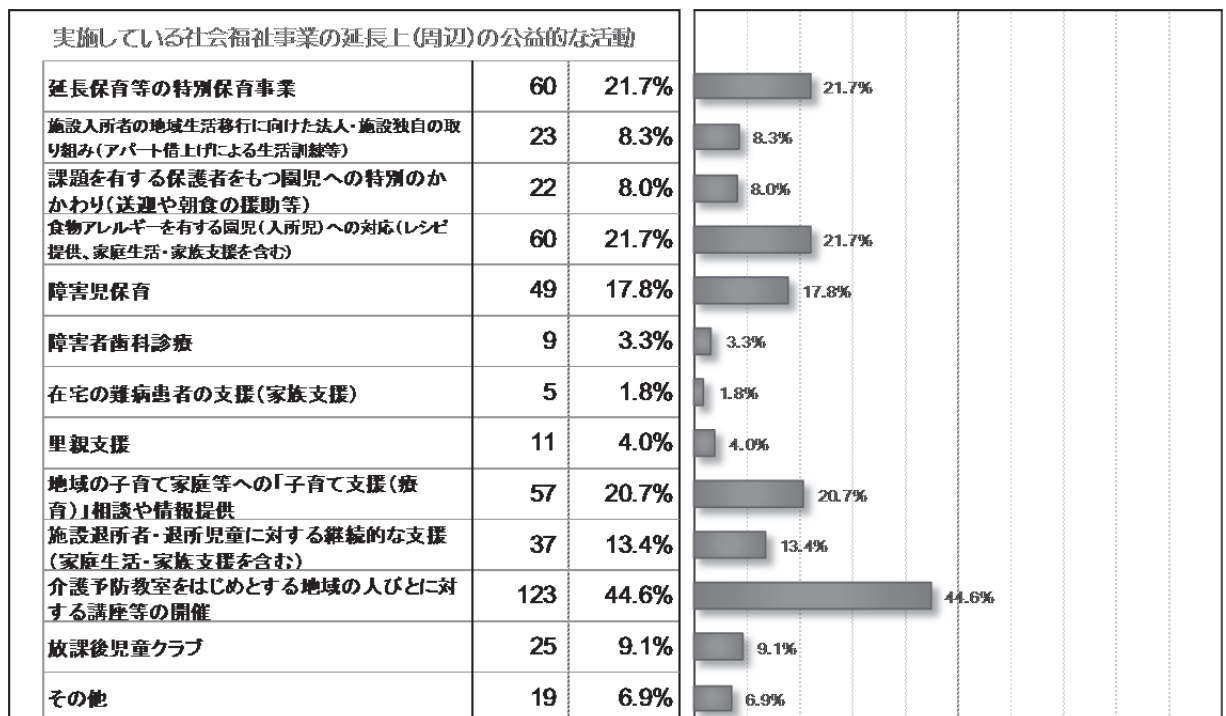
〈その他〉

- 低所得高齢者も対象としたホテルコスト、管理費の低料金設定施設の開設
- ホームレスの受け入れ
- 引きこもり者を対象とした支援を現場と連携して進めるようにしている
- 公益住宅で生活保護受給者の受け入れ
- 体育館、地域交流ホームの無料開放
- 地域の小学校行事における幼児等の保育への保育士派遣
- 地域の無料送迎買い物バスの運行
- 定額の屋内子ども遊び場事業
- 精神障害者への管理栄養士によるカロリー計算された低価格での弁当の提供
- 母子家庭や施設入所の高校生への奨学資金支給、無料低額介護老人保健施設



〈その他〉

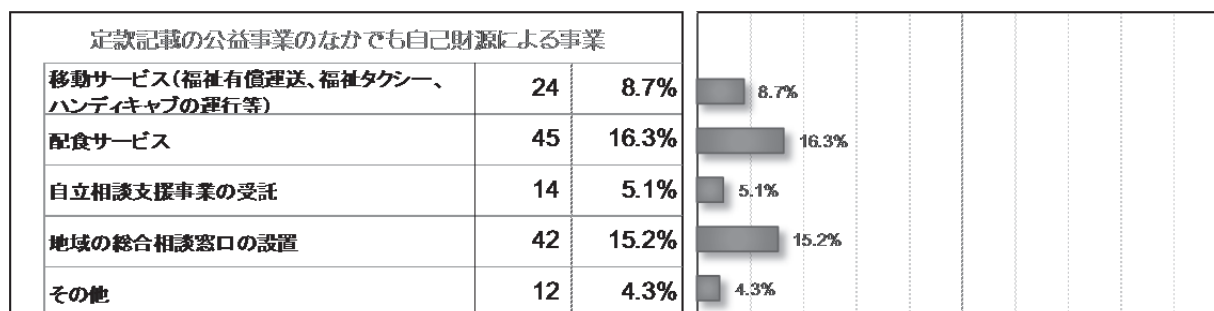
- 児童相談所からの中間的就労
- 障害者の就労訓練及び雇用
- 地域内の就労支援事業所へ施設業務の一部委託
- 入所や通所の体験利用
- 認知症徘徊者の一時受け入れ
- 保育用品購入に対する利用者負担軽減



〈その他〉

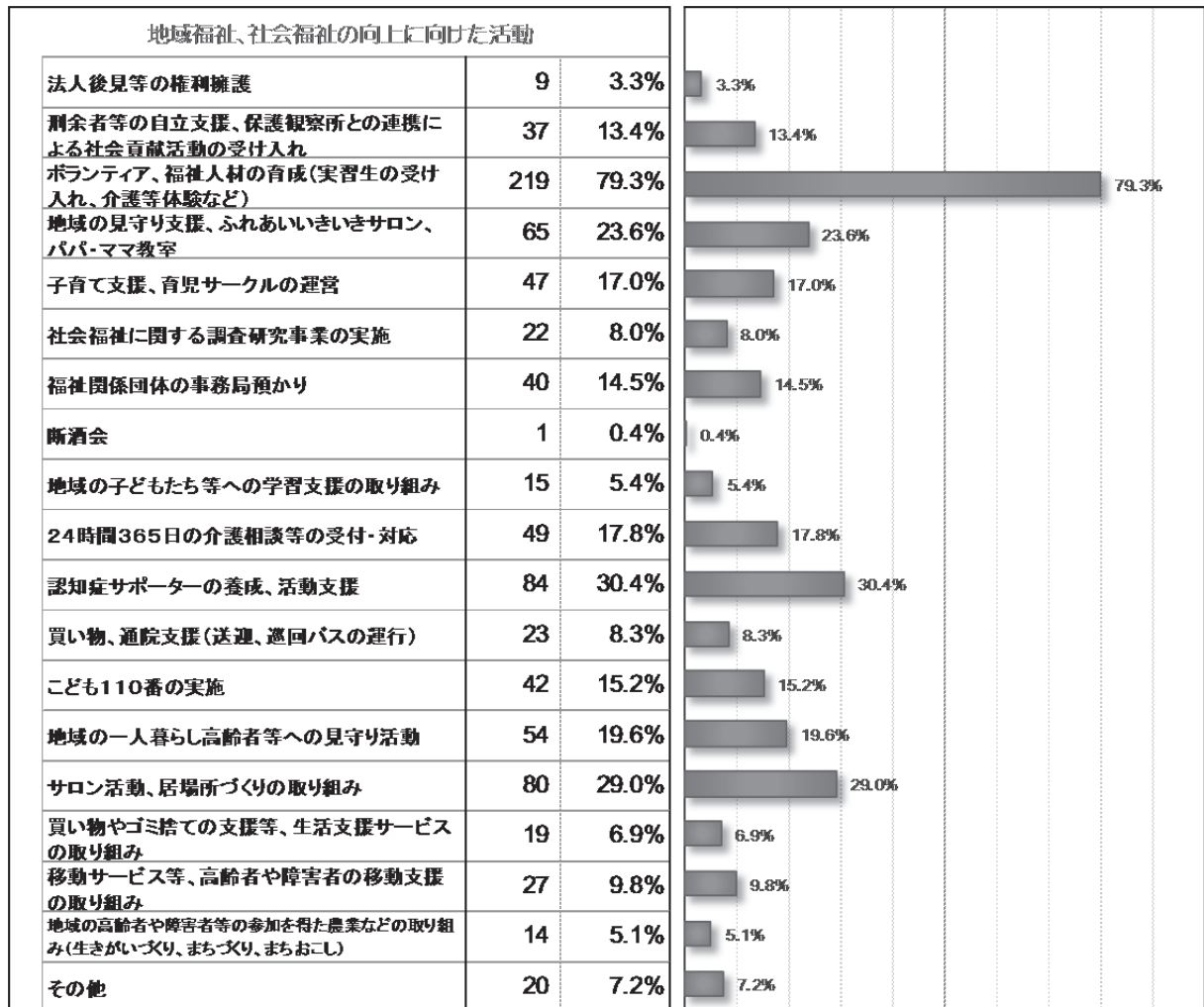
- 虐待ケース等の緊急受け入れ
- 職員による手作りの葬儀を定額料金で実施
- ひとり親家庭小学生への居場所提供
- 高齢者緊急一時保護事業

- 国連難民高等弁務官事務所の募金活動
- 人工透析者の受け入れ
- 介護を要する刑務所出所者の受け入れ
- 駅隣接市民プラザ1室を借り上げ、介護相談・介護者カフェ・一人暮らし高齢者のふれあいサロン等の実施
- 施設内フリースペースの解放
- 自主事業による学童保育、放課後児童クラブへの場所提供
- 障害者、高齢者の雇用促進事業
- 卒園児、地域高齢者との交流
- 総合相談窓口
- 問題を抱える児童の放課後支援（フリースペース）



〈その他〉

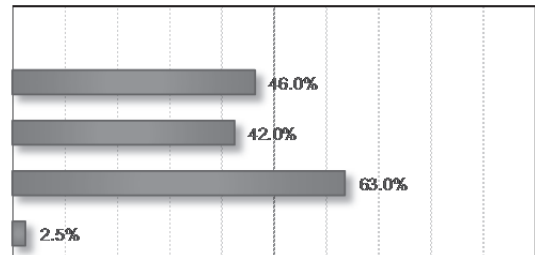
- 地域診療所の開設
- 介護保険外ホームヘルプ
- 配食サービス、子ども食堂などの食支援
- 奨学金事業
- 障害者生活支援基金



〈その他〉

- 警察による違反者講習社会参加活動の受け入れ
- いきいきサロンや独居高齢者訪問活動への看護師派遣
- 調査研究事業への協力
- こども食堂
- 障害者就労支援事業所からの物品購入
- 障害者理解に向けた研修会
- 社会福祉協議会事業への職員派遣
- 独居高齢者の行事開催時の招待
- 高齢者施設への保育園児訪問、病院や高齢者福祉施設への慰問
- 老人会ボランティアグループ事務局

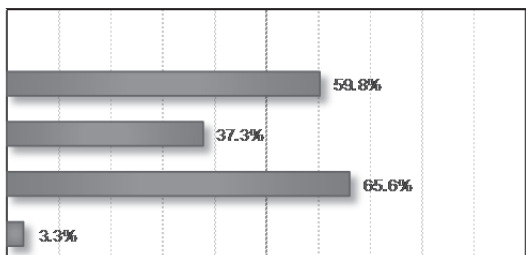
ノウハウや経験・専門人材や施設・設備を活かした取り組み		
各種審議会等委員への就任	127	46.0%
園庭、保育室や会議室等の開放、活動スペースの提供	116	42.0%
災害に備えた取り組み(事業継続、地域住民に対する支援への備え、福祉避難所に関する協定等)	174	63.0%
その他	7	2.5%



〈その他〉

- 有資格者による無料理髪サービス
- パラリンピック出場アスリートへの練習場所の提供、管理栄養士による栄養指導
- 家族介護者の会
- 公用車、備品等の貸し出し
- 成年後見センターへの職員出向

その他の取り組み		
義援金	165	59.8%
環境美化	103	37.3%
地域のつながり、地域再生を意図した夏祭りや地域交流事業	181	65.6%
その他	9	3.3%

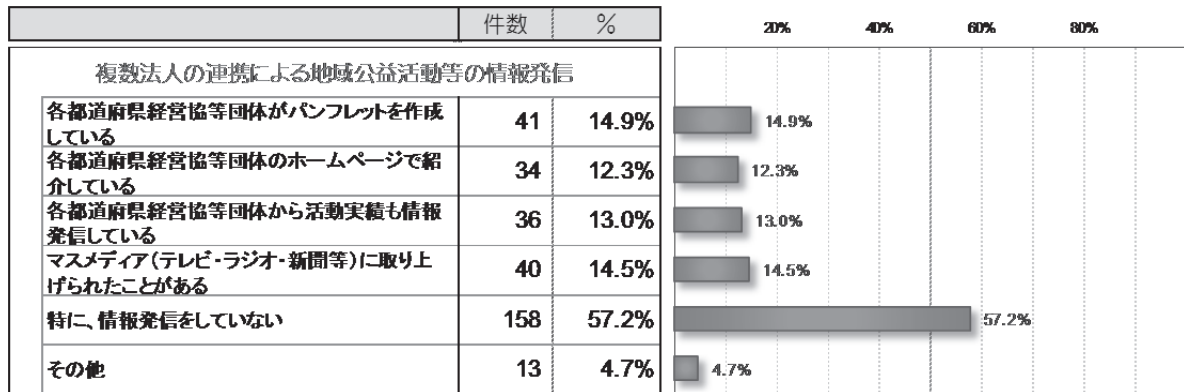


〈その他〉

- 被災者の定員外の受け入れ
- 駐車場、緑地広場（ゲートボール、グラウンドゴルフ）等、施設の一部を地域住民への開放
- 奨学金返済手当制度
- 災害時支援物資の提供

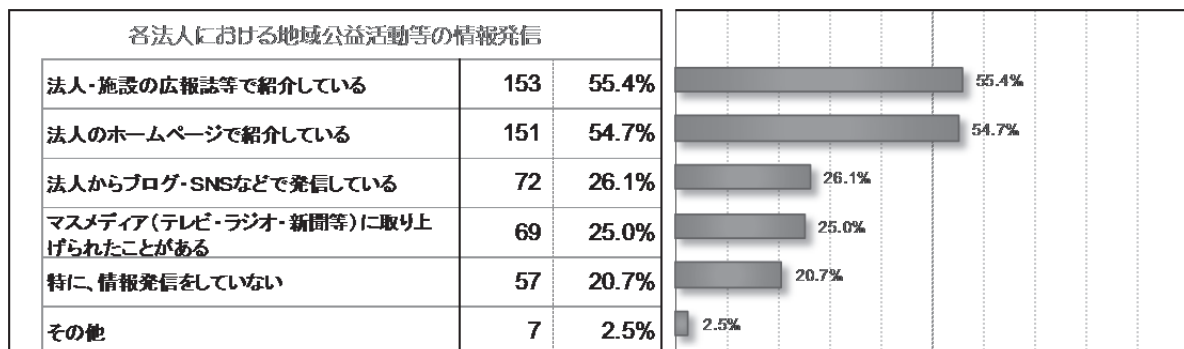
これまでの活動に係る情報発信について

(n= 276)



〈その他〉

- 県社会福祉協議会発刊の機関誌で紹介
- 小田急線プラットホームに「かながわライフサポート事業」の連絡先を含む案内板掲示
- 全国経営協会報掲載
- 地域サロンや民生委員定例会での周知
- 市のホームページへ掲載
- 法人ホームページへ掲載
- 独自の広報誌作成



〈その他〉

- パンフレットへの掲載
- 研究会議等への参加
- 県社会福祉協議会発行による情報誌への掲載
- 定期的に地域の関係者、関係機関に集ってもらい発信
- 地域サロンや民生委員定例会での周知
- 法人ホームページ上の事業報告へ記載

これまでの活動の根拠について

(n= 276)

	件数	%
1: 定款に明記している	58	21.0%
2: 関係行政からの委託	63	22.8%
3: 活動への対価がある	12	4.3%
4: 経理規程に条文化、経理区分も分けている活動がある	29	10.5%
5: 中長期計画を策定、計画的に実践している活動がある	51	18.5%
6: 事業計画書・事業報告書に落とし込んでいる活動がある	165	59.8%
7: 上記を予算化している	75	27.2%
8: 上記の決算(精算)額が分かる資料がある	55	19.9%
9: 所轄庁に提出する現況報告書で報告している	78	28.3%
10: これらの根拠は持ち合わせていない	46	16.7%
11: その他	8	2.9%
有効回答数	276	-

最も多く根拠として記載されているものが、事業計画書・事業報告書であり、次いで所轄庁提出の現況報告、予算計上であり、それらが前項目の法人のホームページや行政の情報開示等をつなぎ、情報発信に展開していると思われる。

さらに多くの法人へ地域公益活動の情報発信の意義や目的が十分周知、理解されるよう、今後もその必要性等を説明していくことが求められている。

〈定款に明記している公益活動〉

	件数	%
1: 県経営協、県社協等実施の複数法人連携事業	17	39%
2: 日中一時支援事業、有償運送、配食、学童等	10	23%
3: 地域包括支援センター、障害者相談支援事業等	5	11%
4: その他	12	27%
合 計	44	100%

〈関係行政から委託されている公益活動〉

	件数	%
1: 地域包括支援センター、障害者相談支援事業等	10	20%
2: 防災協定、福祉避難所等	9	18%
3: 刑余者も含む生活困窮者支援	5	10%
4: 子育てサポート、里親支援等	4	8%
5: サロン活動、認知症カフェ、認知症サポーター養成等	4	8%
6: 日中一時支援事業、地域活動支援センター、移動支援等	4	8%
7: 生きがい支援、介護予防事業等	4	8%
8: その他	11	22%
合 計	51	100%

行政から委託された地域公益活動として、最も多くあげられたものが、地域包括支援センターや障害者相談支援事業等の相談事業であった。少数であるが、日中一時支援事業や地域活動支援センター、介護予防等の事業もあげられており、これらは平成 28 年 6 月 1 日付で厚生労働省から通知された「社会福祉法人の地域における公益的な取組について」においては、改正社会福祉法に基づく「地域における公益的取組」の定義には該当しないものの、地域のニーズや課題、そして行政等の関係機関とのパートナーシップに基づき取り組まれているものとして捉えることができる。

また、最近では頻繁に発生する災害対応への意識も高まっているためか、防災協定締結やそれらに基づく福祉避難所等の委託を受けている法人も増えている。

その他の部分では、低額の屋内子ども遊び場事業、高齢者住まい・生活支援モデル事業、虐待保護や通報窓口、地域見守り支援事業等の受託があげられていた。

Ⅲ. BCM 実践マニュアルの提唱（平成 28 年熊本地震対応の検証）

熊本地震における被害の状況

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分に熊本地方を震央とする震度 7（M 6.5）の地震（前震）が発生した。また、その 28 時間後の平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分には、同じく熊本地方を震央とする震度 7（M7.3）の地震が発生し、九州全土に被害をもたらし、特に熊本県では大きな被害を受けた。



（撮影提供：山崎水紀夫 氏）

この地震は、気象庁震度階級が制定されてから初めて震度 7 が 2 回観測された地震となっており、その後も 4,200 回を超える余震が発生するなど近代観測史上初の事例を記録している。

この地震によって、熊本県を中心とする九州管内の建物の全壊は 8,369 棟、半壊が 32,478 棟、一部損壊が 146,382 棟と壊滅的な被害を受けるとともに、人的被害としては、震災関連死を含め 161 名の尊い命が失われ、重軽傷者は 2,692 名となっている。

また、非常に大きな揺れにより土石流やがけ崩れも 190 箇所確認されており、交通、ライフラインにも大きな影響があった。停電は最大 477,000 戸、ガスは 100,500 戸の供給停止、水道も大きな影響を受け最大 445,857 戸が断水した。

このような状況下において、社会福祉施設等も大きな被害を受けた。熊本県全域の 1,349 施設（高齢者施設、障害児・者入所施設、児童福祉施設、救護施設等）において、人命にかかる被害はなかったものの、人的被害として転倒・骨折等による外傷を負った方は 14 施設 24 名、また、建物被害として、全・半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等の損害を被った施設は 372 施設を数えた。

保育所等については、被害の詳細まで確認されていないが 722 施設すべてで

開園を継続できた。

熊本県の試算では、この地震による被害総額は3兆 7,850 億円（熊本県）となり、今後の復興には長い年月と様々な課題があげられている。

青年会として取り組んだこと

前述のとおり、大きな被害を受けた熊本地震において人的支援が必要となった背景として、2つの要因があげられる。まず、熊本県内では最大 183,882 人が避難を強いられたが、福祉施設職員においても例外ではなく、緊急的な職員不足が発生したこと。そして、避難生活者の中には要介護者、要援護者が多数含まれていたことから、専門の「福祉避難所」の開設が必要であり、その開設には福祉施設職員の増員が不可欠であったことだ。

全国経営協・熊本県経営協、全社協・熊本県社協は、共同して熊本県社協内に現地調整本部を設置し、九州各県及び山口県をはじめ、他の自治体から応援派遣可能な職員として登録された 1,233 人と、応援を要請している施設・事業所とのマッチングに取り組み、支援を行った。

また、前述のとおり、電気、ガス、水道への被害が大きかったこと、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等も本震より数日は営業ができない地域があったことから、緊急的に生活物資の不足が生じた。

全国経営協では、当面の緊急対応として、会員法人に対して支援物資提供の協力をよびかけるとともに、緊急支援物資を全国経営協中国・四国ブロック協議会の協力を得て、小笠原熊本県経営協会長が理事長を務める（福）リデルライトホームおよび、塘林熊本県青年会会長が理事を務める（福）肥後自活団に送り出した。熊本県



経営協では、全国から寄せられた支援物資が必要な法人、施設に行き渡るよう体制を整えるとともに、すみやかな運搬を行った。

熊本県経営青年会は、熊本県内の福祉施設に対する実地調査に取り組んだ。4月29日より、熊本県経営協の会員法人207法人への電話調査を開始し、被害の実態を把握するとともに人的・物的支援のニーズ調査を行い、42法人が何らかの支援を望んでいることが判明した。

全国経営青年会においても、上記の活動の支援と並行して独自の支援活動を行った。人的派遣は、17法人のべ72名におよび、地震発生日から4月30日までのおよそ2週間に集中して派遣され、肉体的にも心理的にも負担の多い急性期を乗り切る一助となった。

また、物的支援としては、第1陣が4月17日に配備されるのを皮切りに、全国各地から約200種、6,400品（別表1「熊本地震支援物資一覧表」）を超える支援物資が届けられた。

これらの支援においては、全国青年会と熊本県青年会で地震発生直後の4月14日から緊密に連絡を取り合い、4月21日には第1回緊急幹事会（Web）、25日第2回緊急幹事会（Web）により、支援のニーズ調査など細やかな部分での連絡調整が行われた（別表2「熊本地震支援状況一覧表」）。この対応の早さは青年会がもつネットワークの良さを十分生かした結果だろう。

取り組みを通して明らかになった課題

これらの取り組みを通しての課題は、以下の3点を整理した。

1. 活動計画

活動計画がなかったために、統率がとれた支援が出来なかった。個々の会員としてだけでなく、各ブロック、各都道府県青年会という組織として、いつ、どのような支援を行うべきであるか不透明であり、組織的な支援活動とならなかった。また、被災県内、隣接ブロック、遠隔地等の異なる地域において、災害支援のあり方にも違いがあり、戸惑う部分があった。

2. 情報の活用体制の整備

全国・ブロック・個々の会員それぞれがSNSを通じて頻繁に情報をやりとりできる環境にあり、部分的には速やかな支援が可能となった場面があったものの、情報が錯綜し支援の時機を逸する、入手した情報が的確に処理されず、系統だった動きに繋がられないなどの状況が散見された。

被災地からの情報を組織として判断し、有効な支援活動に展開していくための体制や規則を整備し、全国、ブロック、県におけるそれぞれの役割を明確化することが今後の課題となっている。

3. 支援体制の構築

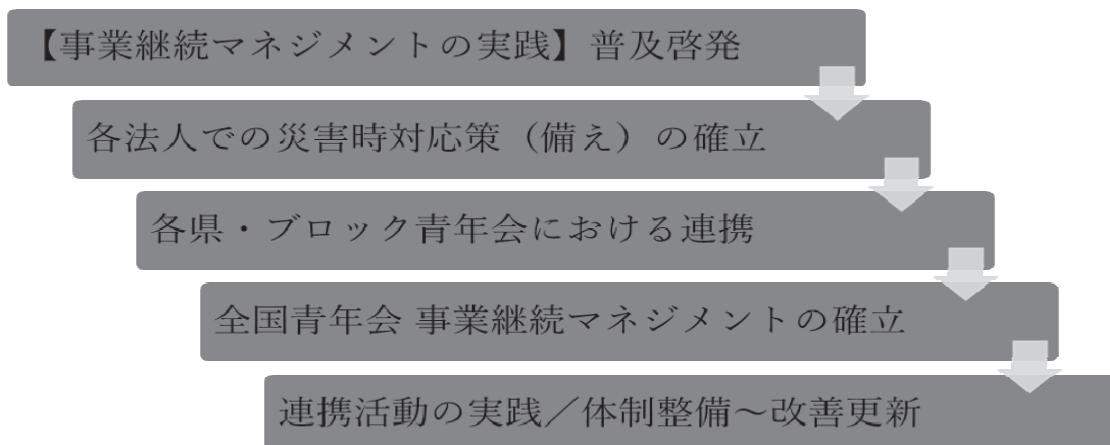
青年会としての災害への備え（支援予算、備蓄品等）はなく、個々の会員が法人内で持つ裁量権の範疇における対応が中心となった。このためスピードはあるが、すべての会員が法人において経営権を有しているわけではなく、自法人の備蓄品を支援物資として即座に送ることができなかったこともあった。また、自法人の備蓄品は「福祉避難所」指定に伴い自治体との協議なく独自判断では持ち出せないことや、所属する他団体や種別協との兼ね合いもあるなど、多くの問題点が顕在化した。

また、支援対象についても、①施設事業継続のための支援、②福祉避難所運営のための支援、③地域の避難所（公的・自主避難所含め）への支援等、その災害の規模や状況に応じて、どこまでを対象とし、どのように支援していくべきか考慮する必要がある。

次なる災害への備え

全国経営青年会は全都道府県に会員がおり、災害発生時、各地域においてスピード感を持った対応ができる組織力を持つ。前述の「取り組みを通して明らかになった課題」も踏まえながら、本会として次なる災害にむけてどのような備えをしておくべきなのか、検証する。

<災害への備え 取り組みフロー>



まず本会として、災害へ備える体制づくりに向けた取り組みフローを上図のように整理した。各会員法人、福祉施設だけでなく、各県・ブロック青年会、さらには全国青年会としての「事業継続マネジメントの策定」に取り組むことが、次なる災害への備えの第一歩であるものと考え、地域活動実践委員会として提言する。

1. 【事業継続マネジメントの実践】普及啓発

全国青年会では、東日本大震災の教訓を次なる災害への備えとするため、平成 25 年 3 月【「社会福祉法人アクションプラン 2015」に基づく事業継続マネジメントの実践】を発行、災害発生時において社会福祉法人がとるべき行動基準・事業継続計画の実効性を高めるマネジメントの必要性を提唱、さらに平成 27 年 3 月には【事業継続マネジメント実践の手引き】として多くの社会福祉法人に対して災害発生時における体制構築を考え、万一の災害に備えることを啓発してきた。

平成 27、28 年度においては、前記【事業継続マネジメント実践の手引き】等を用いて、各ブロック・都道府県青年会でのセミナー及び先駆的な B C M 活動の実践事例報告等を機会とし、講師として本委員会委員を積極的に派遣し、普及活動に取り組んだ。しかし、いまだすべての会員法人において事業継続計画が策定されているとはいえない。今後も継続的な普及啓発が必要である。

2. 各県・ブロック・全国青年会の事業継続計画策定

熊本地震での支援においてみてきた課題を踏まえて、各県・ブロック・全国の三段階において、事業継続にむけた体制を整備する必要がある。

現代の日本では、いつ、どこでもさまざまな災害が発生する可能性がある。各県・ブロックにおいて発生リスクがある災害について、想定しておかなければならないのはもちろんのこと、それぞれの災害について規模別に、県内・ブロック内の支援活動計画を作成しておく必要がある。

特に、情報活用体制については、必ず整備しておかなければならない。災害支援を、実効性のある組織的な活動とするためには、すべての会員が効果的な支援活動に関わるべきである。それには、県内・ブロック内において、個々の会員が、どのような指示系統で県組織・ブロック組織として支援活動に取り組んでいくのか。明確にしておく必要がある。

災害協定を締結している中国・四国ブロックでは、SNS 等の利用により各県委員間の情報共有と支援物資の中継拠点を、早期に確立する体制が整備された。協定締結による協働意識、効率的な支援準備が他ブロックにおいても展開されるような仕組みづくりが、青年会に期待されている。

最終的には、各県・ブロック組織だけでなく全国青年会として、突発的に発生した災害等に対してどのように取り組んでいくのか。全国組織として、次なる災害への備えとして取り組むべき方向性を、本会が整備すべき B C M 体制として確立することが、喫緊の課題として本委員会が取り組むべき事業であろう。

熊本地震支援物資一覧表

NO.	項目	品目	推計個数 ※1
1	食料品	米(生)	490kg
2		野菜等	166セット
3		果物等	320個
4		米(調理品等)・レトルト食品等	8095食
5		味噌汁・スープ類等	2106食
6		カップ麺等	200個
7		缶詰等	1867個
8		離乳食	130食
9		アレルギー用粉ミルク	7個
10		お菓子等	1356袋
11		水 2L/1.5L/0.5L	9456L
12		飲料 (アクエリアス・お茶・缶ジュース等)	1817本
13		ドレッシング	3本
14	介護用品	介護用オムツ等 LL/L/M/S	16776枚
15		子ども用オムツ等 LL/L/M/S	7654枚
16		ウェットシート・ウェットタオル	18132枚
17		お尻拭き	7300枚
18		介護用パット等	8745枚
19		生理用品	2004枚
20		子ども用お尻拭き	2900枚
21		除菌アルコール	45本
22		ミルトン	10本
23		ミルトン 錠剤60錠×12個入×4箱	5760錠
24		とろみ剤	38袋
25	日用品	雨合羽 LL/L/M	19着
26		土嚢袋	100枚
27		軍手	390個
28		ゴミ袋	2300枚
29		ゴム手袋 L/M	600枚
30		ビニール手袋 L/M	1615枚
31		レジャーシート	15枚
32		ロープ	1組
33		投光器スタンド	5箱
34		災害用ガウン	50着
35		アルミシート	1個
36		災害用発熱セット	72個
37		災害用バケツ	5個
NO.	項目	品目	推計個数 ※1
38		ブルーシート	221枚
39		フローリングシート	31個

40		マスク	2520枚
41		掃除用品(しだほうき、竹ぼうき等)	107本
42		雑巾	429枚
43		ちりとり	41個
44		バケツ	16個
45		窓ガラスクリーナー	10個
46		割り箸	5340本
47		タオル	760枚
48		タオルペーパー	110袋
49		アルミホイル	8本
50		レジ袋	10547枚
51	日用品	サランラップ	18本
52		おろしがね	2個
53		ピーラー	1個
54		布巾	4枚
55		ざる	3個
56		つまようじ	2袋
57		ティッシュ	1159個
58		トイレtpペーパー	276個
59		紙コップ・紙皿等	8195個
60		スケットトイレ(排便袋)	1個
61		ドリップコーヒー大袋	2袋
62		歯磨きシート	3個
63		虫よけスプレー	2本
64		綿棒	5個
65		リンスインシャンプー	1本

※1 支援物資受け入れの単位は、「〇〇箱」「〇〇袋」「〇〇本」などにより単位が統一されていないため単位を推計で変換し、品目にあわせて統一したものを表記しています。

別表2

熊本地震支援状況一覧表

日時	地震の状況	熊本県経営協	熊本県経営青年会		
			熊本県経営青年会	人的支援	物的支援
平成28年4月14日（木曜日） 21時26分	熊本県熊本地方を震央とする地震発生（前震 マグニチュード6.5 震度7）				
平成28年4月16日（土曜日） 1時25分	熊本県熊本地方を震央とする地震発生（本震 マグニチュード7.3 震度7）				
平成28年4月17日（日曜日）					廣江会長、田内委員（山口県）
平成28年4月18日（月曜日）		全社協、全国経営協の支援物資拠点の決定			（福）常磐会1
平成28年4月19日（火曜日）					（福）ちとせ交友会、山口元副会長、森田委員（香川県）、（福）長興会
平成28年4月20日（水曜日）		熊本県社会福祉法人経営者協議会代表者会議			（福）信濃福祉施設協会

平成28年4月21日(木曜日)					(福) 桐仁会2名(石井氏、豊田氏~4/24)	中国四国ブロック経営青年会、鹿児島社会福祉法人経営者協議会、岡山県社会福祉法人経営者協議会
平成28年4月22日(金曜日)					長崎青年会3名(江島氏他2名)(福) ころはうえん2名(辺見氏他1名~4/24)	長崎県経営青年会、(福) 晴陽会、(福) ころはうえん、(福) 和順会
平成28年4月23日(土曜日)					(福) 輪光福祉会2名(坂中氏他1名~4/25)	(福) 黒潮会 (福) ひまわり会
平成28年4月24日(日曜日)					(福) 白梅福祉会(岩崎氏~4/25)(福) 秀愛会1名(澤田氏~4/25)	(福) 秀愛会
平成28年4月25日(日曜日)					(福) 更生会2名(成元氏他1名~4/27)(福) 東方会2名(渡辺氏他1名~4/27)(福) 緑風会5名(瀬戸山氏他4名)	(福) 更生会、(福) 海望福祉会、(福) 千寿会、(福) 金鈴学園、(福) 宮崎福祉会
平成28年4月26日(火曜日)				全国社会福祉協議会現地視察 全国社会福祉協議会法人振興部 吉村副部長、金繁様、平野様	(福) 常磐会1名(中野氏~4/28)	(福) 陽光福祉会
平成28年4月27日(水曜日)					(福) 霧島会1名(田之畑氏~4/29) 福岡青年会2名(~4/28)	(福) ちとせ交友会

平成28年4月28日（木曜日）						（福）高来福祉会
平成28年4月29日（金曜日）			第1回人的資源派遣会議 全社協、経営協、経営協青年 会による三者会談		滋賀青年会（堤氏～4/30） 静岡 青年会（杉山氏～ 4/30） 富士福祉会2名 （岩下氏1名～5/1）	
平成28年4月30日（土曜日）		震度1以上を観測した回数 3024回（4/14～4/30）		【電話調査1】滋賀県堤氏、静岡 県杉山氏、宮崎 熊本県内経営協会法人の現状問 答取り調査を実施。63法人/2 07法人		
平成28年5月1日（日曜日）				【電話調査2】熊本県経営青 年会（國友、瀧永、鳴川、紫 垣、塘林、宮崎）186法人/ 207法人		
平成28年5月2日（月曜日）			第2回人的資源派遣会議 ※ 添付資料有 全社協、経営協、経営協青年 会による三者会談		佐賀青年会1名（嘉村氏～ 5/4） 宮崎青年会1名（金 丸氏～5/4）	
平成28年5月3日（火曜日）				【電話調査3】佐賀県嘉村 氏、宮崎県金丸氏		
平成28年5月4日（水曜日）				【現地調査】（福）恵春会、 （福）御陽会、（福）小木会 （佐賀県嘉村氏、宮崎県金丸 氏、塘林、國友、宮崎）		（福）桐仁会

平成28年5月6日（金曜日）		第3回人的資源派遣会議 全社協、経営協、経営協青年 会による三者会談			
平成28年5月8日（日曜日）		厚生労働省現地視察			
平成28年5月13日（金曜日）		第4回人的資源派遣会議全社 協、経営協、経営協青年会に よる三者会談			
平成28年5月20日（金曜日）		福祉避難所開設へ向けた打ち 合わせ会議			
平成28年5月26日（木曜日）		厚生労働省・熊本市現地視察			
平成28年5月29日（日曜日）		全国社会福祉法人経営者協議 会 視察			
平成28年5月31日（火曜日）	震度1以上を観測した回数 529回 (5/1~5/31) 累計3553回				
平成28年6月8日（水曜日）		厚生労働省現地視察			
平成28年6月20日（月曜日）		益城町福祉避難所連絡調整会 議開催			
平成28年6月30日（木曜日）	震度1以上を観測した回数 217回 (6/1~6/30) 累計3770回				
平成28年7月31日（日曜日）	震度1以上を観測した回数 113回 (7/1~7/31) 累計3883回				

平成28年8月31日（水曜日）	震度1以上を観測した回数 （8/1～8/31） 累計3994回				
平成28年9月14日・15日 （水曜日・木曜日）		第35回全国社会福祉法人経営者大会開催 熊本			
平成28年9月30日（金曜日）	震度1以上を観測した回数 （9/1～9/30） 累計4068回				
平成28年10月31日（月曜日）	震度1以上を観測した回数 （10/1～10/31） 累計4123回				
平成28年11月30日（水曜日）	震度1以上を観測した回数 （11/1～11/30） 累計4165回				
平成28年12月25日（日曜日）	震度1以上を観測した回数 （12/1～12/25） 累計4202回				

参照：気象庁地震火山部

Ⅳ. 複数法人連携による地域公益活動モデル事業の実施結果

事業の趣旨

今般の改正社会福祉法への対応、並びに業界（社会福祉法人）の存在意義を社会に発信するため、青年会会員が所属する法人を中心とした「複数法人の連携による地域公益活動」の普及促進を図っていくことを目的とする。

実施主体

- 栃木県社会福祉法人経営者協議会 青年経営者会
- 徳島県社会福祉法人経営者協議会 青年委員会
- 九州ブロック社会福祉法人経営青年会

事業の種類

上記実施主体が、複数の法人（非会員法人含む）と連携して実施する地域における公益的な活動を原則とする。

助成金額

- 1 実施主体あたり、20万円を上限とする。

平成 28 年度複数法人連携による地域公益活動モデル事業

実施報告書

団 体 名	栃木県社会福祉法人経営者協議会 青年経営者会
代表者名	会長 菊地 月香
住 所	〒320－8508 栃木県宇都宮市若草1－10－6 とちぎ福祉プラザ内 TEL：028－622－5711 FAX：028－622－5788 E-MAIL：keiei@tochigikenshakyō.jp
担当者名	栃木県社協経営指導室 室長 増渕 研一

1. 事業名称 ※名称が出来ていなければ記載不要です。 栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進事業 (愛称:「いちごハートねっと」事業)
2. 事業概要 (1) 事業の目的 地域において様々な「生活のしづらさ(生活困窮、病気やけが、子育ての困難さ等)」を抱えながらも必要な支援が受けられない、孤立している方等に対し、社会福祉法人の有する相談援助の専門性や機能、ネットワークを生かし、福祉に関する総合的な相談や各法人が特性を活かした支援事業等を通し、サポートしていく。 (2) 事業のしくみについて ①社会福祉施設に地域相談支援員の配置と相談窓口を設置(おこまり福祉相談) ②各社会福祉施設の特性を活かした様々な支援事業を実施(あんしん支援事業) ③地域の社会福祉施設及び福祉関係機関とのネットワークの構築 ④地域相談支援員のスキルアップのためのための研修等の実施 ⑤栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」推進協議会の設立・運営
3. ブロック・都道府県青年会としての関わり (1) これまでの経緯 平成27年度事業として、親会である栃木県社会福祉法人経営者協議会(以下経営協)が主体となり、各種別団体と栃木県社会福祉協議会(以下県社協)を構成員とした「社会福祉法人による地域公益事業推進検討会」を設置。青年会からは会長がオブザーバー、副会長が委員として参加。 また、作業部会として青年会正副会長が事務局と作業、検討を行うこととした。 年間4回の検討会を通し、県内の社会福祉法人において先行して取り組まれている公益的取り組みの検証、理解を通し、県内法人が連携し取り組める事業の検討、先行して複数法人連携による活動に取り組まれている県の視察等を行った。 そのほか、青年会を中心に年間3回の作業部会を実施し、事業内容の検討、普及に向けたプログラムの検討を行った。 平成28年度事業としては、前年度の検討内容を踏まえ、県経営協と県社協、各種別団体、県、市町社協、学識経験者を構成員とし、「社会福祉法人の地域における公益的な取り組み」に関する検討会を設置、具体的な取組に向けての検討、各種別団体への普及啓発、パイロット県の視察等を行った。 青年会としては副会長が本検討会へ参加、正副会長にて具体的なプログラムやパンフレット作成等の作業を担っている。

（２）平成 28 年度に実施した事業

事業がまとまった平成 29 年 1 月下旬以降、県内を 3 ブロックに分け、県内社会福祉法人、市町社協、行政も含めた事業概要説明会を開催、各種別団体へも周知支援を図るべく、説明を行った。

2 月より参加法人の募集、登録を実施。

3 月 14 日に 97 法人の参加をもって、当該事業の実施主体である「栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会」の設立総会を開催し、事業がスタートした。3 月末時点で参加法人数は 100 となり県全体の約 3 分の 1 の法人が参加した。

なお、設立総会と同日に、法人・施設管理者向けの事業実施研修会、地域相談支援員向けの基礎研修会を実施した。今後も継続的に地域相談支援員の養成研修会等を開催し、相談担当者や法人・施設のスキルアップを図る予定である。

（３）課題解決への取り組み

種別団体や経営協内においても法人間での温度差が大きく、実施に向けての費用面や行政の関与の在り方、職員の捻出等に関する懸念が上げられた。それらに対しては、社会福祉法人制度改革および全国経営協による趣旨の説明を繰り返し行い、認識の共有を図るとともに、各種別団体の役員会や総会等での説明、検討会に県の福祉担当主幹を委員に招聘し事業理解と共有を図ることとした他、県が主催する会議等において事業説明をさせてもらう等関係機関への周知・理解にも図った。

また、既に独自で公益的な取り組みを先行、展開している法人や種別協議会において取り組まれていることもあり、本事業着手に至らない法人、マイナスイメージを声に出す法人もあるが、まずは少数でも県経営協役員や種別団体の代表等の法人から進め、普及に努めることとしている。

（４）今後の展望

近年は市町行政に事業指定や監査等の権限移譲がなされていることから、市町担当者への事業内容や社会福祉法人制度改革に基づく社会福祉法人の現状等について理解、普及を図っていくことが求められている。これらについては県主催の市町担当者向け説明会等を通し、事業への協力、理解を促していくことも必要である。市町社協においても同様、円滑な連携体制や制度の壁を作らないための情報共有を図っていく。

また、「おこまり福祉相談」の展開先とする、「あんしん支援事業」のメニューおよび取り組み事例を増やしていくことが事業の充実にかかせないため、県経営協及び県青年経営者会が積極的にかかわり、地域における生活課題の隙間を埋めるべく事業展開につなげていく。

4. 複数法人による地域公益活動事業を全都道府県で実施するために

大掛かりな事業を立ち上げるのではなく、各法人の機能や地域課題に応じた付加価値として取り組めるシステムを積み上げていくことが大切と思われる。

また、検討段階においても各法人、種別により認識や体制に温度差があるため、リーダーシップを取って取り組める法人でモデル的に取り組み、その内容を他法人へ普及、浸透していくことが必要である。

さらには、行政や関係機関との連携も重要なため、事業指定や監査等の担当局との事業推進のための意識や手続き等の共有を図ることで円滑な運営につながると思われる。

5. その他特記事項

本事業は、親会である全国社会福祉法人経営者協議会による、平成 27 年度、28 年度助成事業「地域における公益的な活動モデル事業」を受託、事業立ち上げに向けた検討会や説明会等の開催経費や説明用チラシの作成等事務経緯費等を支出。全国青年会による助成については、パンフレット印刷費、その他必要経費に支出。

* 追加資料およびその他、仕組み図等がございましたら別途添付ください。

地域活動実践委員による所見

各種別団体が連携して活動する県域での生活困窮者支援事業について、栃木県青年経営者会として取り組んでいただいた事業である。

平成 29 年 3 月には設立総会を開催、事業が開始されたという成果は素晴らしく、本会としても微力ながらその一助となることができた。県全体の約 3 分の 1 の法人が参加していることで、さらなる広がりをみせることが予想される。

具体的な事業開始となるとさまざまな課題が露見することと思われるが、本会として、今後も積極的に取り組んでいただきたい。

平成 28 年度複数法人連携による地域公益活動モデル事業
実施報告書

団 体 名	徳島県社会福祉法人経営者協議会青年委員会
代表者名	手束 直胤
住 所	〒770-0942 徳島県徳島市中昭和町 1 丁目 2 番地 徳島県立総合福祉センター 3 階 TEL : 088-654-4461 FAX : 088-654-9250 E-MAIL : keieikyo@tokushakyo.jp
担当者名	徳島県社協 伊原、松島

1. 事業名称 ※名称が出来ていなければ記載不要です。

“誰もが住み慣れたところで安心して住み続けることができる” 地域づくり

2. 事業概要

※本モデル事業の実施にあたりかかわった、「複数法人連携による地域公益活動」事業の全体像についてご記載ください。

(1) 事業の目的

- ①県経営協全加入法人が各地域における福祉課題の共有や課題解決に向けた総合相談窓口を設けて、各法人がこれまで構築してきた福祉の専門性や価値観、ノウハウを活かした地域ニーズの把握や各会員法人の公益的な取組等を各委員が共有する。
- ②生活困窮者支援にかかる、就労訓練実施事業所として認可取得の推進
- ③市町村社協をはじめとした各関係機関との更なる連携・強化をすすめ、地域の課題に対し、複数の社会福祉法人が連携することで各法人の既存のサービスで対応できるもの。また、既存のサービスで対応しきれない課題に対して、地域の多様な機関等と協働してすすめる包括的な地域づくりへの協議を進める。
- ④複数法人連携の先駆的な事例を共有し、各会員法人での取組に活かすためのセミナーを開催。

(2) 事業のしくみについて（検討中であれば、現段階で完成を目指すもの）
※事業全体の仕組みについて、ご説明ください。

徳島県社協が実施・推進する「とくしま・くらしサポートネット（仮称）事業」をはじめ、県内の社協との協働のもと、多様化する地域の課題に対し、高齢・障害・児童等の社会福祉法人が持つ専門性を活かし、地域のセーフティネットとしての受皿を拡大することで、地域の実情にあった制度の狭間の課題発見に努め、地域における公益的な取組への反映も図る。

「とくしま・くらしサポートネット事業」との連携

(徳島県社協が取り組む社協と施設の協働による地域福祉の推進)

①県下 24 市町村社協に「くらしサポートネット（仮称）」を設置

地域で問題を抱えている方が何処に相談したらいいかわからないといった状況やその相談機関の充実も求められている中、社会福祉法人が本来果たすべき役割を明確化するために、地域のニーズを共有することが必要。

「地域における公益的な取組」を地域のセーフティネットとして連携・協働して行うことで、地域住民にとって相談しやすい体制づくりを進めるとともに地域貢献に努める。

- ・地域福祉の推進のために、社協が把握する地域の人・物・情報を最大限に活用し、各地域の多様な関係者が協議・協働していくプラットフォームとしての本来機能を発揮し、顔の見える関係づくりと定期的意見交換の場を開催する。
- ・これまでの取り組み（既存の委員会・連絡会等）を活用しながら、地域において実質的に機能する体制づくりを進める。
- ・社会福祉施設・法人の「地域における公益的な取組」を支援し、協働して推進ことにより、地域福祉（活動）計画等への反映や財源の確保等につなげる。
- ・これらを契機として、実質的に機能する地域福祉の包括的な推進体制づくりを進める。まずは学習会や交流会・意見交換からスタートする。

《具体的取り組み（案）》

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・総合相談支援活動 | ・生活困窮者自立支援事業との連携 |
| ・権利擁護支援体制の構築 | ・災害時福祉支援ネットワークの構築 |
| ・社会福祉の啓発活動 | ・福祉マンパワーの確保 |

3. ブロック・都道府県青年会としての関わり

(1) これまでの経緯

※1. 事業概要でご説明いただいた事業に、貴ブロック・都道府県青年会として、これまでどのように関わってきたか、ご記載ください。

- ① 各委員の所属する法人からの事例提供を実施するにあたり、平成27年度に本会が作成した「社会福祉法人における公益的な活動事例集」等を積極的に活用し、県内法人の取り組みの可視化を行った。

(2) 平成 28 年度に実施した事業

※本モデル事業の実施にあたり、今年度どのような事業を実施したか、ご説明ください。

① 地域における公益的な取組推進セミナーの開催

日程：平成 28 年 8 月 5 日

場所：ホテルクレメント徳島 3 階

参加者：四国ブロック・県内社会福祉法人役職員

県内社会福祉協議会役職員 計 71 名

内容：講義①「神奈川ライフサポート事業」の取り組み

神奈川県社会福祉法人経営青年会会長 西山宏二郎 氏

講義②「保育園・認定こども園における地域公益活動

(スマイルサポーター)の取り組み

社会福祉法人淳心会 平和の園園長 篠崎直人 氏

ワークショップ「社会福祉法人の地域貢献活動にむけた課題と対応」

② 生活困窮者就労訓練事業説明会の開催

日程：平成 28 年 11 月 29 日

場所：徳島県立総合福祉センター 4 階

参加者：県内社会福祉法人役職員・県内社会福祉協議会役職員 17 名

内容：説明①「徳島県生活困窮者就労訓練事業について」

徳島県保健福祉部地域福祉課課長補佐 福井明生 氏

説明②「就労訓練事業認定を受けて 今後の展望」

社会福祉法人三好やまなみ会

ワークサポートやまなみ施設長 岩城貞時 氏

説明会開催後、就労訓練事業認定に意向がある委員所属の社会福祉法人へ徳島県担当者と生活困窮者自立支援事業担当センター長が個別説明のため法人・施設訪問を実施。(有誠福祉会・池田博愛会・共生会)

③地域における学習会・意見交換会への委員の出席

県内各地の取り組み状況を委員が学習会等において実践報告を行う。

相互協力が可能である事業や取り組みの意見交換を実施。

(3) 課題解決への取り組み

※これまでの経緯や、今年度実施した事業へ取り組むにあたり、課題となった点。
また、その解決にむけて取り組んだ点について、ご説明ください。

- ①地域における福祉ニーズを把握・共有するため、県内全民生委員・児童委員に協力いただいた「地域における相談活動と社会福祉法人への期待調査」を活用し、各地域のニーズ共有・意見交換会に活用した。
- ②経営協の役員会や市町村社協事務局長会議において、社協や福祉施設・法人の取り組みを、適時、県域での動きを情報提供した。
- ③会員法人から問合せのあった活動が、地域への公益的な取組や地域公益活動に該当するか、所轄庁の各福祉分野担当に相談を行った。
- ④災害時の要援護者支援を円滑かつ迅速にすすめるためには、平時からの公益活動や関係機関との連携は不可欠となるため、本事業の実施と併せて事業展開を実施した。

(4) 今後の展望

※今年度の取り組みを踏まえた、来年度以降の展望

- ①社会福祉法人の特性や強みを活かした高齢や障がい、児童等の各事業所による 24 時間 365 日の総合相談窓口の実施には至っていない。
今後も、経営協での協議や市町村社協との協働事業の推進との連携を図りながら、地域における包括的な取組に参画し、24 時間 365 日の総合相談窓口などの仕組みづくりを進めてゆきたい。

4. 複数法人による地域公益活動事業を全都道府県で実施するために

- ・複数法人による研修会・セミナー等の実施
- ・先進地域の取り組み・ノウハウの共有や情報提供
- ・行政との情報交換
- ・各市町村単位での取組への参画

5. その他特記事項

* 追加資料およびその他、仕組み図等がございましたら別途添付ください。

地域活動実践委員による所見

各種別団体が連携して活動する県域での生活困窮者支援事業を開始するため、まずは理解を醸成するセミナーや生活困窮者就労訓練事業の説明会に取り組んでいただいた活動である。

実際には 24 時間 365 日の総合相談窓口の設置には至っていないとのことだが、体制構築に向けた活動に継続して取り組むことで、数多くの法人に参画いただく事業として実践することが可能と考えられ、近年事業開始となることが期待される。

平成 28 年度複数法人連携による地域公益活動モデル事業

実施報告書

(平成 29 年 1 月 30 日時点)

団 体 名	九州ブロック社会福祉法人経営青年会
代表者名	会 長 田川 伸隆
住 所	〒 TEL : FAX : E-MAIL :
担当者名	金丸 達也 宮崎県串間市大字南方 4 2 0 1 - 1 特別養護老人ホーム 望洋の郷 0 9 8 7 - 7 1 - 1 1 7 1

1. 事業名称 ※名称が出来ていなければ記載不要です。
大規模災害発生時におけるネットワーク体制の構築
2. 事業概要 ※本モデル事業の実施にあたりかかわった、「複数法人連携による地域公益活動」事業の全体像についてご記載ください。
(1) 事業の目的 社会福祉法人として、大規模災害発生時における、BCP作成、BCMの実践を行い、その知識を持つことにより、災害発生時に各施設が地域における拠点施設となることを目的とする。
(2) 事業のしくみについて（検討中であれば、現段階で完成を目指すもの） ※事業全体の仕組みについて、ご説明ください。 九州内の会員施設のBCP策定、九州全県、各県ごとの災害発生時フローチャート作成、ネットワーク体制の構築、災害応援協定等を行うことで、災害発生時に迅速な対応ができ、各施設が地域の拠点施設となるための、仕組み作り。
3. ブロック・都道府県青年会としての関わり
(1) これまでの経緯 ※1. 事業概要でご説明いただいた事業に、貴ブロック・都道府県青年会として、これまでどのように関わってきたか、ご記載ください。 九州ブロック災害協定・BCP・BCMセミナー実施のための話し合い（10月13日） BCP・BCMセミナーのための講師依頼（地域活動実践委員）
(2) 平成28年度に実施した事業 ※本モデル事業の実施にあたり、今年度どのような事業を実施したか、ご説明ください。 九州ブロック災害協定の締結 BCP・BCMセミナー実施 宮崎県（11月10日実施）長崎県（11月21日実施） 鹿児島県（12月5日実施）佐賀県（2月21日実施予定）熊本県（3月実施予定） その他（未実施）

(3) 課題解決への取り組み

※これまでの経緯や、今年度実施した事業へ取り組むにあたり、課題となった点。
また、その解決にむけて取り組んだ点について、ご説明ください。

セミナー実施県に関しては、BCP作成の声掛けを県会員に行っているが、作成に至っていない。(取り組みを始めている施設は、増えている状況) 今後も、継続して確認を行って行く。

(4) 今後の展望

※今年度の取り組みを踏まえた、来年度以降の展望

会員施設のBCP策定とBCMの構築
九州各県内のネットワーク体制の構築

4. 複数法人による地域公益活動事業を全都道府県で実施するために

5. その他特記事項

* 追加資料およびその他、仕組み図等がございましたら別途添付ください。

地域活動実践委員による所見

本委員会として取り組んできた事業のひとつである、「BCM 実践マニュアルの提唱」について、ブロック単位で取組んでいただいた事業である。各県における研修会により、それぞれの法人においてはBCP策定に向けた検討が進められていると考えられ、それは大きな成果だろう。本報告書において言及したとおり、それぞれの災害について各県、ブロック単位でどのような支援が可能なのか、役割を明確化した体制を構築することに、継続して取り組む必要があるだろう。

V. 今後の活動への提言

冒頭に、平成 28 年に発生した熊本地震・鳥取地震・台風 10 号による水害、その他の被害に見舞われた多くの皆様に対して、追悼とお見舞いを申し上げます。

今後の活動への提言にあたり、本会では、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降から震災の実体験を次なる災害への教訓として活かしていくため、社会福祉法人の B C P に関する実践研究を継続し、平成 26 年度において、社会福祉法人アクションプラン 2015 に基づく「事業継続マネジメント (B C M) 実践の手引き」を取りまとめた。

また、「生活困窮者自立支援に係る現況報告書」を取りまとめ、広く会員法人へ提唱（配布）、各種研修会や各地方ブロックで開催する定例勉強会などの機会を捉えて普及・啓発し、各会員法人がそれぞれの地域において実践に資する推進活動を展開してきた経緯がある。

I. はじめに での記述のとおり、今般の社会福祉法人制度改革（社会福祉法の一部改正）において、第 24 条第 2 項「社会福祉法人経営の原則として地域における公益的な取組」が責務と位置づけられた。これらは、制度改革のきっかけとなった、社会福祉法人に対する国民からの不信感（ネガティブキャンペーン）、不平等感（イコールフッティング論）の払拭、そして負託（地域における公益法人としての存在意義）に応えていくうえにおいて、社会福祉法人が存続していくために必要となる法的要求事項として、遵守する最低基準に過ぎないことを念頭に置くべきである。

また、我われが提供する福祉（保育・障害・介護等）サービスも同様、事業の前提として運営基準等を遵守すべきは当然のことであり、逸脱した場合、報酬返還や法令違反として退出も余儀なく迫られることもある。本委員会が取り組んできた活動（事業）についても、業界団体としての全国経営協が掲げる「**会員法人の連携による公益的取組の全都道府県実施**」、「**1 法人 1 公益的取組の 100% 実践**」の推進に起因するものである。

平成 28 年度において、**II. 地域公益活動（地域における公益的な取組）等に係る現況調査**を実施した背景には、改正社会福祉法が本施行となり、財務諸表等電子開示システムの構築に伴い、我われの公益的な取組の実施可否について、現況報告書の集計をもって一目瞭然で数値化されることになるため、本会が提唱してきた公益活動の普及率より、各会員法人が実践している多様な取組を情報提供することによって実践に導き、その数値を増幅させるという期待効果を狙ったものである。

詳細については、本書の分類集計及び考察に記載のとおり、「社会福祉法人である限り、公益的な取組は継続的に実施していかなければならない責務」であることを考慮すると、単に実践率を上げるだけではなく、先駆的な実践事例をもとに、地域住民の満足度が得られるような実践研究を積み上げ、業界全体のノウハウにつなげていくことが全国組織としての役割である。今後、実践結果に繋げるべく調査、研究の継続が求められるだろう。

また、災害等の非常事態が発生した場合、地域における社会福祉法人の存在価値という観点から推察すると、想定外の事態への対応力強化の観点や公益性の観点から、すべての法人が平常時から備えておくべき重要な対策といえる。

Ⅲ. BCM実践マニュアルの提唱 では、甚大な被害をもたらした「平成 28 年熊本地震への対応を自己検証」することとした。これは、発生する災害に同じものではなく、万事完璧な対応・支援は不可能であるがゆえに、検証を踏まえた改善であり、また次なる災害への教訓とすべきという考えに基づいたものである。

現に東日本大震災においては、地方紙に「社会福祉法人（福祉施設）は、自身の利用者・職員しか支援しない」という記事が掲載され、以後も中小規模の災害が発生するたびに、福祉施設の有事に対する備えの甘さ、地域住民への支援・アプローチのあり方を指摘され続けている。

よって、**Ⅳ. 複数法人連携による地域公益活動モデル事業** においては、栃木県及び徳島県青年会のような、経営協の法人連携事業の推進・実働機能に基づく事業のほか、九州ブロック社会福祉法人経営青年会が申請した、大規模災害発生時におけるネットワーク体制の構築モデル事業をもとに、単に会員法人を支援するだけでなく、本会が提唱する「社会福祉法人が地域における災害拠点となる」ことを目的とした体制をめざしていくことも大きな役割であろう。

つまり、地域における公益的な取組の前提として、我われには公益法人として社会福祉法第 4 条「地域福祉の推進」が求められていることを再認識する必要性があり、これは近い将来の改革ビジョンである、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が示す「地域共生社会」に結びつくことを想定しておかなければならない。

超少子高齢化が進む我が国において、既存の制度・政策の永続性は課題であり、我われ社会福祉法人の経営環境にしても、人口減少等による深刻な福祉・介護人材の不足によって、事業継続の困難性を生じる事業もある。本委員会が取り組んできた活動は社会福祉法人そのものの存続と直結するものといえ、継続・発展させることがあっても、決して止めてはならないと考えられる。

社会福祉法人の三大原則は、公益性・非営利性・「継続性」であるならば、成すべきことを確実に実践に導くのが、全国組織としての使命である。

末尾に、気忙しいほどの社会情勢の変革、経験したことのない自然災害が頻発するなかで、神奈川県相模原市の障害者支援施設において発生した、凄惨な殺傷事件についても、風化させてはならない。社会福祉法人の性格を踏まえ、地域との更なる共生や組織管理の在り方等、今後も検討していく必要がある。

全国社会福祉法人経営青年会
地域活動実践委員会
担当副会長 菊 池 俊 則

平成 27～28 年度 全国社会福祉法人経営青年会
地域活動実践委員会 活動報告書
～社会福祉法人が取り組むべきこと～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
全国社会福祉法人経営青年会 社会福祉法人経営検討委員会

〒100-8980
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 法人振興部内
TEL. 03-3581-7819 FAX. 03-3581-7928

